

「平成8年税制（譲渡益課税・地価税の見直し、固定資産税等の負担調整措置の見直し、登録免許税・不動産取得税の課税基準の見直し）」

（所得税）

- ・長期譲渡所得に係る分離課税率（4千万円以下25%、4千万円超30%）を4千万円以下20%、4千万円超8千万円以下25%、8千万円超30%に引き下げ。（平成8年1月1日～）
- ・長短区分の特例（10年→5年）を恒久措置化。

（法人税）

- ・土地等の譲渡に係る特別税率10%を5%に、短期重課税率20%を10%に引き下げるとともに、超短期重課税制度について、67.5%（通常法人税37.5%+30%）の税率による分離課税方式を15%追加課税方式に改める。
- ・長短区分の特例（10年→5年）を恒久措置化。

（地価税）

- ・税率を0.3%から0.15%に引下げ。
- ・基礎控除額を次のように引下げ。（平成9年1月1日～）

- ① 資本金1億円超10億円以下の法人については、10億円を8億円に。
- ② 資本金10億円超の法人については、10億円を5億円に。

（固定資産税・都市計画税）

- ・平成7年に定めた平成8年の負担調整率について、課税標準評価の上昇割合の区分に応じ引下げ。

（登録免許税）

- 土地に関する登記で課税標準が不動産の価額であるものについては、課税標準を $50/100$ に圧縮。

(不動産取得税)

- 宅地評価土地の取得に係る課税標準を $1/2$ に引下げ。